

県立奈良東養護学校(知的障害 教育部門)学校見学会等のお知らせ

◆学校見学会の開催について(要申込)

【小学部】

日時＝5月18日(月)～29日(金) 10時～11時50分
対象＝本校通学区の幼稚園、保育園、こども園、施設、小学校等の教員・保育士・指導員、保護者及び関係者

申込締切＝5月14日(木)まで

【中学部】

日時＝5月18日(月)・6月1日(月) 10時～12時
対象＝本校通学区に在住し、令和3年4月に中学生となる知的障害のある児童を受け入れている小学校の職員、保護者及び関係者

申込締切＝5月7日(木)まで

【高等部】

日時＝5月26日(火)・6月23日(火) 13時～15時
対象＝本校通学区に在住する知的障害のある中学生とその保護者、中学校の職員及び関係者

申込締切＝各日の1週間前。申し込みはFAXで

◆体験学習について(要申込)

【小学部】

日時＝6月8・15日(月) 9時40分～12時
対象＝本校通学区に在住し、令和3年4月に小学生となる知的障害のある幼児とその保護者、幼稚園・保育園・こども園・施設等の教員・保育士・指導員・関係者

申込締切＝5月15日(金)まで

【中学部】

日時＝5月22日(金)・6月4日(木)・5日(金)・11日(木)・12日(金)・15日(月)・18日(木)・19日(金)・22日(月)
9時40分～12時(水泳学習・行事日を除く)

対象＝本校通学区に在住し、令和3年4月に中学生となる知的障害のある児童とその保護者、知的障害のある児童を受け入れている小学校の教職員・関係者

申込締切＝5月14日(木)まで

【高等部】

日時＝6月～11月末 原則として火・木曜日
対象＝本校通学区に在住の知的障害のある中学3年生の生徒とその保護者、中学校教職員・関係者

【共通】

場所・問合せ＝奈良東養護学校(奈良市七条二丁目 670・☎0742-44-0112・📠0742-44-5681)

※詳細はホームページでご確認ください。

児童手当制度についてのお知らせ

中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を育てている人に支給します。

ただし、平成31年中の所得が一定額以上の場合には、所得制限により特例給付が支給されます。

◆児童手当の額(月額)

- ・3歳未満：一律 15,000円
- ・3歳以上小学校修了前(3歳到達の翌月から)
 - 第一子 10,000円
 - 第二子 10,000円
 - 第三子 15,000円

※第三子のカウントは、18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

- ・小学校修了後中学校修了前一律 10,000円

◆手当の支給

認定請求した日の属する月の翌月から開始し、支給事由のなくなった(学齢到達・転出など)日の属する月分で終わります。

◆特例給付について

所得制限により、児童手当を受けられない人に、法律の附則に基づき特例給付が支給されます。

特例給付の額(月額)：一律 5,000円

＜所得制限について＞

令和2年度の所得制限限度額は次のとおりです。所得は、平成31年中の総所得金額(給与所得者は給与所得控除後の金額)と山林所得と譲渡所得金額などの合計から一律8万円と医療費・雑損などの諸控除を控除した額です。扶養親族等の数は、税法上の扶養親族・控除対象配偶者の合計数です。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

◆6月に現況届の提出が必要です

現在、児童手当(特例給付を含む)を受けている人は、現況届を6月末までに提出してください。用紙は6月に各受給者あてに送ります。

◆次のときは、すみやかに届をしてください。

- ①児童の数が増減したとき
- ②振り込み口座の変更や解約したとき
- ③名前や住所を変更したとき
- ④受給者が公務員になったとき

問合せ＝こども福祉課 こども係(内線522)